

関税暫定措置等の一部を改正する法律案 参照条文目次

○	関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)	(抄)	1	
○	○	意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)	(抄)	2
○	○	商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)	(抄)	3
○	○	沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)	(抄)	3

○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三（省 略）

2・3（省 略）

4 第一項に規定する輸入基準数量は、別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した数量として、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た数量とする。ただし、その算出して得た数量が当該年度の初日の属する年の前年（同表の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の前々年の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この項及び次項において単に「前年」という。）までの過去三年間における各年（同表の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、毎年十月一日からその翌年の九月三十日までの各期間。第一号において同じ。）の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量（以下この項及び次項において「平均輸入数量」という。）に百分の百五を乗じて得た数量を下回る場合にあつては、輸入基準数量は、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量とする。

一 平均輸入数量が前年までの過去三年間における各年の国内消費量を合計したものの三分の一に相当する数量（次号及び第三号において「平均国内消費量」という。）に百分の十を乗じて得た数量以下の場合 平均輸入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年（別表第一の六の一五の項から一九の項までに掲げる物品にあつては、当該年度の初日の属する年の三年前の十月一日からその翌年の九月三十日までの期間。以下この項において単に「前々年」という。）の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量）を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量

二 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の十を乗じて得た数量を超え、百分の三十を乗じて得た数量以下の場合 平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量）があるときは、平均輸入数量に百分の百十を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量

三 平均輸入数量が平均国内消費量に百分の三十を乗じて得た数量を超える場合 平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量に、前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量を加算して得た数量（前年の国内消費量から前々年の国内消費量を控除して得た数量）があるときは、平均輸入数量に百分の百五を乗じて得た数量から当該控除しきれない数量を控除して得た数量

5 前項の規定により第一項に規定する輸入基準数量を算出するに当たり、別表第一の六の各項のうち前年までの過去三年間における国内消費量が不明な物品を含む項がある場合には、当該国内消費量が不明な物品を含む項に係る輸入基準数量は、その項の平均輸入数量

入数量に百分の百二十五を乗じて得た数量とする。

6～8 (省 略)

(課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税)

第七条の四 (省 略)

一 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の十を乗じて得た金額を超え、百分の四十を乗じて得た金額以下の場合
加算される差額 $= (\text{発動基準価格} \times 0.9 - \text{課税価格}) \times 0.3$

二 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の四十を乗じて得た金額を超え、百分の六十を乗じて得た金額以下の場合
加算される差額 $= (\text{発動基準価格} \times 0.6 - \text{課税価格}) \times 0.5 + \text{発動基準価格} \times 0.09$

三 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の六十を乗じて得た金額を超え、百分の七十五を乗じて得た金額以下の場合
加算される差額 $= (\text{発動基準価格} \times 0.4 - \text{課税価格}) \times 0.7 + \text{発動基準価格} \times 0.19$

四 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の七十五を乗じて得た金額を超える場合
加算される差額 $= (\text{発動基準価格} \times 0.25 - \text{課税価格}) \times 0.9 + \text{発動基準価格} \times 0.295$

2・3 (省 略)

○ 意匠法 (昭和三十四年法律第二百二十五号) (抄) (※特許法等の一部を改正する法律 (令和三年法律第四十二号) 第三条の規定による改正後)

(定義等)

第二条 この法律で「意匠」とは、物品 (物品の部分を含む。以下同じ。) の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合 (以下「形状等」という。)、建築物 (建築物の部分を含む。以下同じ。) の形状等又は画像 (機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの) に限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。) であつて、視覚を通じて美感を起させるものをいう。

2 この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入 (外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む。以下同じ。)、又は譲渡若しくは貸渡しの申出 (譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。) をする行為

二・三 (省 略)

3 (省 略)

○ 商標法 (昭和三十四年法律第二百二十七号) (抄) (※特許法等の一部を改正する法律 (令和三年法律第四十二号) 第四条の規定による改正後)

(定義等)

第二条 この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの (以下「標章」という。) であつて、次に掲げるものをいう。

一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの

二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの (前号に掲げるものを除く。)

2 (省 略)

3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 (省 略)

二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

三 〃 (省 略)

4 〃 (省 略)

7 この法律において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為が含まれるものとする。

○ 沖縄振興特別措置法 (平成十四年法律第十四号) (抄)

(輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除)

第二十六条 沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため旅客ターミナル施設等 (空港内の旅客ターミナル施設又は港湾内の旅客施設のうち、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分をいう。以下この条において同じ。) において購入する物品又は提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内にある特定販売施設 (小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものをいい、内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分に限る。) において購入し旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、関税暫定措置法 (昭和三十五年法律第三十六号) で定める

ところにより、その関税を免除する。

(課税物件の確定に関する特例)

第四十七条 第四十五条第二項の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場(第四十三条第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。))を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。)における同法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が輸入される場合における当該外国貨物に係る関税の確定については、関税暫定措置法で定めるところにより、関税法第四条第一項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用することができるものとする。